



落合座長

公益財団法人損害保険事業総合研究所(損保総研)が2011年11月に設置した海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

「二つ目のポイントの委付の制度の廃止と推定全損とは。落合 委付の制度では、たとえば、船舶保険に付いている船舶が、海難事故などで沈んだ場合に、船主は、当該船体を保険者に委付すること

研究会メンバー

落合誠一(座長)	東京大学名誉教授 中央大学法科大学院教授
中出 哲	早稲田大学商学部教授
小塚 庄一郎	学習院大学法学部教授
後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
石井 優	一橋総合法律事務所顧問 東京海洋大学非常勤講師
久保治郎	東京海上日動 コマーシャル損害部
高野浩司	東京海上日動 海上業務部
横沼史郎	東京海上日動 海上業務部
児玉 肇	三井住友海上 海損部
恒川航児	三井住友海上 海上保険部
生本秀夫	損保ジャパン 海上保険室
田畑裕之	損保ジャパン 海上保険サービス室
多田 修	損保ジャパン 総合研究所主任研究員
小川 優	日本船主責任相互保険組合理事
宮廣好一	日本船主責任相互保険組合総括部
濱 肇治	損害保険事業総合研究所理事長 第1回〜第4回
遠藤 寛	損害保険事業総合研究所理事長 第5回〜第11回

制度を利用することなく、換言すれば、船骸の所有権を取得することなく、保険金を支払うことが約款定められており、委付は利用されていない。そこで委付の制度は廃止するとともに、厳密には全損を認定できないような場合にも全損処理を可能にするため、推定全損の定めを明示的に規定することを提言している。

「三つ目のポイントの告知義務については。落合 消費者保護の観点から見た告知義務は、保険者が告知事項を特定して告知を求めなければならぬという質問応答方式へ変わる。遠藤 最も大きいのが、実務に活用できる法律を旨とした提言が、法務省の連送法制研究会にもかなりの部分で踏襲された点。特に、保険法の任意規定とは異なる海上保険実務に即した規定が必要という点で、一致団結して提言をまとめ上げたことができた。消費者保護視点の保険法ができたこと、これをベースに考えるべきという考え方もあったが、研究会を重ねることで、実務と乖離(かいり)するだけなく、諸外国の法律ともかけ離れてしまうこと、世界一の海上保険国として、実務に即した法律がないこと自体、大きな問題だとの見解も一致した。

「海上保険法改正に向けたスケジュールについて。落合 海上保険法改正に向けたスケジュールについて。遠藤 最も大きいのが、実務に活用できる法律を旨とした提言が、法務省の連送法制研究会にもかなりの部分で踏襲された点。特に、保険法の任意規定とは異なる海上保険実務に即した規定が必要という点で、一致団結して提言をまとめ上げたことができた。消費者保護視点の保険法ができたこと、これをベースに考えるべきという考え方もあったが、研究会を重ねることで、実務と乖離(かいり)するだけなく、諸外国の法律ともかけ離れてしまうこと、世界一の海上保険国として、実務に即した法律がないこと自体、大きな問題だとの見解も一致した。

「海上保険法改正に向けたスケジュールについて。落合 海上保険法改正に向けたスケジュールについて。遠藤 最も大きいのが、実務に活用できる法律を旨とした提言が、法務省の連送法制研究会にもかなりの部分で踏襲された点。特に、保険法の任意規定とは異なる海上保険実務に即した規定が必要という点で、一致団結して提言をまとめ上げたことができた。消費者保護視点の保険法ができたこと、これをベースに考えるべきという考え方もあったが、研究会を重ねることで、実務と乖離(かいり)するだけなく、諸外国の法律ともかけ離れてしまうこと、世界一の海上保険国として、実務に即した法律がないこと自体、大きな問題だとの見解も一致した。

海上保険法制研究会提言の意義

損保総研 落合座長、遠藤理事長インタビュー



遠藤理事長

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

立国である日本は、経済のグローバル化で激しい競争にさらされており、今後の発展のためには競争に対応できる環境整備は不可欠だ。中でも法制度は基礎的なインフラとして重要な役割を持つ。海上保険は貿易取引を支える重要な保険制度で、日本の海上保険は日本企業の成長とともに発展し、保険料規模では現在、世界1位となった。しかし、法的インフラは十分に整備されているとは言い難い状況にある。古くから培ってきた海上保険法制に関しては、これまでも何度か改正しようという動きがあった。落合先生も参加した損害保険法制研究会が19

95年に示唆に富んだ「海上保険契約法改正試案」を公表したが、その後、保険法改正という新たな動きもあり、それを踏まえてあらためて海上保険の在り方を検討する必要がある。損害総研としても、法改正となる実務に大きな影響が出てくることから、事前準備しておくことが極めて重要だった。研究会設置を損保総研に提案した理由は、落合 損保総研という組織は、保険理論だけでなく実務においても対応できる研究組織であり、80年にわたる伝統がある。現に損保総研に設置された損害保険法制研究会は、長く継続し、成果も出してきた。その伝統の結果、完成した提言も

「海上保険法改正に向けたスケジュールについて。落合 海上保険法改正に向けたスケジュールについて。遠藤 最も大きいのが、実務に活用できる法律を旨とした提言が、法務省の連送法制研究会にもかなりの部分で踏襲された点。特に、保険法の任意規定とは異なる海上保険実務に即した規定が必要という点で、一致団結して提言をまとめ上げたことができた。消費者保護視点の保険法ができたこと、これをベースに考えるべきという考え方もあったが、研究会を重ねることで、実務と乖離(かいり)するだけなく、諸外国の法律ともかけ離れてしまうこと、世界一の海上保険国として、実務に即した法律がないこと自体、大きな問題だとの見解も一致した。

叫ばれてきた現行法の現代化

「研究会発足の経緯について。落合 日本の海上保険法制は、商法第3編海商の第6章に任意規定が設けられている。一方で、同法制は1899(明治32)年の商法典制定以来、基本的に変更されず、現代化の必要性が叫ばれてきた。商法の現代化作業は、2005年の会社法に続いて08年には保険法が商法から切り離されて単行法として成立し、保険契約法は全面的に改正されたが、その

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。

「海上保険法制研究会は、13年12月、海上保険法制の在り方について提言をとりまとめた。同提言は法務大臣が主管する公益社団法人商事法務研究会に設置された連送法法制研究会の報告書の海上保険の部分において、かなりの部分で踏襲されており、日本海法学会での研究会を経て、今春、諮問が予定されている法制審での議論にも影響を与えるものと思われる。損保業界の実務を反映した同提言について、座長を務めた東京大学の落合誠一名誉教授(中央大学法科大学院教授)と、損保総研の遠藤寛理理事長に、その意義やポイント、研究会を終えての感想などを聞いた。